

法定任務Ⅱ 預金者、保険契約者、投資者等の保護

基本目標Ⅱ－３ 市場が公正であること

重点目標	Ⅱ－３－（１） 証券市場において取引の公正が確保されていること
政策	Ⅱ－３－（１）－① 取引の公正を確保し、投資者の信頼を保持するための事後監視 Ⅱ－３－（１）－② 取引の公正の確保等に向けた市場関係者の取組みの強化

【評価結果の概要】

証券取引等監視委員会では、インターネット取引を通じたインサイダー取引や相場操縦などの不公正取引について全国幅広く監視の目を向け、証券市場の信頼を揺るがす重大・悪質な犯則事件についての告発や課徴金調査に基づく勧告を行う一方、上場会社においては内部規程や社内管理体制の見直し、監査人による監査の厳格化などを通じ、不公正取引などを未然に防止する取り組みが進んでいると考えています。また、(株)日興コーディアルグループに係るディスクロージャー書類の虚偽記載に対して課徴金納付命令勧告を行うなどの的確な開示検査の実施が、開示書類の適正性の確保に寄与していると考えています。この他、証券検査や取引審査等を的確に実施することにより、取引の公正の確保及び証券市場等における投資者の保護に寄与していると考えています。

東京証券取引所や日本証券業協会では、取引の公正の確保に向けてそれぞれ検討が行われ、各種規則を改正していますが、証券取引所の国際競争力の強化に向けた取り組みや、証券会社の市場仲介機能等の発揮に向け検討・対応を終えていない課題について、今後速やかに検討する必要があります。日証協及び証券会社においては市場仲介機能の充実・強化を図る必要があります。また、当庁としても、自主規制規則等の検討状況を踏まえつつ、監督指針等に基づき各証券会社における取り組み状況のチェックを行っていく必要があります。